

2018年度

はじめて特別支援学校に つとめるあなたへ

<本冊子の構成>

- 学校事務職員ガイド（肢体不自由学校）
- 赴任して飛び交う わからない言葉たち（100選）
- 就学奨励費の手引き
※付録 様式集

兵庫県肢体不自由特別支援学校事務研究会

2018年現在、兵庫県には肢体不自由教育を主とする特別支援学校が、県立3校・市立13校合わせて16校あります。本会は、兵庫県特別支援学校肢体不自由教育研究協議会のもと、肢体不自由特別支援学校における教育充実発展に寄与し、肢体不自由特別支援学校の事務の研究推進・合理化並びに会員の資質向上を図ることを目的とし活動しています。

2018 年度

～学校事務職員ガイド～

(肢体不自由学校)



も く じ

- VOL1 特別支援学校ってどんな学校？
- VOL2 特別支援学校の子どもたち
- VOL3 特別支援学校の教育課程
- VOL4 特別支援学校固有の学校事務
- VOL5 特別支援学校を取り巻く状況

参考文献

交流及び共同学習ハンドブック Vol1・2 【新潟県特別支援学校長会】

肢体不自由教育ハンドブック 【和歌山県教育委員会】

子供の個々の教育ニーズに応じた特別支援教育 【全国特別支援教育推進連盟】

思考力・判断力・表現力を営む授業 【ジアーズ出版】

特別支援教育 【ミネルヴァ書房】

はじめて特別支援学校につとめるあなたへ

学校事務職員ガイド

肢体不自由特別支援学校編

VOL1 特別支援学校ってどんな学校？

幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上や生活上の困難を克服し自立を図るため必要な知識技能を授けることを目的としています。

トレーニングルーム



教育相談室



@三田市立ひまわり特別支援学校

学部があります

特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければなりません。特別な必要のある場合は、幼稚部、高等部についてもおくことができます。

食べることは大事な勉強です

通常食やきざみ・ペーストなど摂食機能の発達に応じた食物形態の提供を行います。

通学もさまざま

幼児児童生徒一人一人の能力や家庭の事情に合わせた通学方法が選択できます。公共交通機関やスクールバス・介護タクシーの利用などがあります。

高等部の入試があります

高等部の入学者選考については、各学校単独で行っています。2月に学力検査等を実施し、合否発表を行っています。

センター的機能って何？

近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて幼児、児童、生徒や保護者・学校の教員に必要な助言や支援を行います。

はじめて特別支援学校につとめるあなたへ

学校事務職員ガイド

肢体不自由特別支援学校編

VOL 2 特別支援学校の子どもたち

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があるため様々なことを体験する機会が不足したまま言葉や知識を習得していることがあります。

車椅子や座位保持いすなど



スクールバス



@姫路市立書写養護学校

からだ

体温調節が苦手だったり、食事・移動・排泄に困難をかかえている児童生徒がいます。

医療的ケアが必要な子どもがいます

医師の指示の下に学校では看護師等によって行われる痰吸引、経路栄養、気管切開周辺管理などの行為を「医療的ケア」と呼んでいます。

居住地の学校に交流にいきます

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に活動する機会を積極的に設け、相互理解をすすめます。

就学

障害の状態や本人の教育的ニーズ、本人保護者の意見や専門家の意見、学校や地域の状況等を総合的に踏まえた上で、市町村教育委員会が決定します。

はじめて特別支援学校につとめるあなたへ

学校事務職員ガイド

肢体不自由特別支援学校編

VOL 3 特別支援学校の教育課程

基本的には小中学校と同じ教育課程（教科等）に自立活動を取り入れた教育課程になります。

からだの学習室(自立活動)



ろうか(スロープ)



@加古川市立加古川養護学校



@伊丹市立伊丹特別支援学校

自立活動

幼児児童生徒の障害に由来する種々の困難を改善・克服すること、すなわち社会によりよく適応していくための資質を伸ばす指導の必要性を重視して特別の指導領域として設けられています

(特別支援学校指導要領より)

類型

児童生徒の障害の種類や実態、卒業後の進路へ個々に対応するため、特別支援学校では、各校の状況に応じた類型を作成し、教育課程を編成しています。

例えば、
Ⅰ 類型（学年に準じる）
Ⅱ 類型（下学年代替）
Ⅲ 類型（知的代替）
Ⅳ 類型（自立活動主体）

などがあります。

VOL 4-1 特別支援学校固有の事務

普通校にない固有の学校事務がたくさんあります。

特別支援学校就学奨励費

特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校への幼児・児童又は生徒の就学による保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育への就学奨励を図るため、国及び兵庫県が「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、保護者等の負担能力に応じて就学に必要な経費を支給するものです。支給される費目がたくさんあり、子どもたちの就学の大きな経済的支援になっています。申請から支給までの事務にかかわります。特別支援学校では、重要な事務のひとつです。

<支給費目>

- ・教科用図書購入費（高等部）
- ・学校給食費
- ・通学に関する経費
- ・帰省に要する交通費
- ・付添人に要する交通費（通学・帰省）
- ・職場実習に要する交通費
- ・交流及び共同学習に要する交通費
- ・寄宿舍居住に要する経費
- ・修学旅行費（本人・付添人）
- ・校外活動参加費（本人・付添人）
- ・学用品・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品・通学用品費



@宝塚市立養護学校

教科書事務

小学部・中学部の無償給与事務にくわえて、高等部は教科書の採択事務があります。選考委員会の設置や採択結果の報告などの事務があります。

入学選考・進路指導

高等部は入学選考を経て、入学します。入試業務に事務室がかかわることがあります。高等部卒業後の生徒たちの進路は就職、大学進学、社会福祉施設の利用などさまざまです。

VOL 4-2 特別支援学校固有の事務

普通校にない固有の学校事務がたくさんあります。



@川西市立川西養護学校 HPより



@明石市立明石養護学校

環境整備と教材教具 施設管理

一人ひとり発達の段階が違うので、個にあった教材や環境整備が必要になります。わたしたち学校事務職員は、教員等と密な情報交換をしながら合理的配慮の提供をふまえたよりよい環境を作っていきます。

- ・ 一人ひとりの教育ニーズにあった教材や教具に関すること
- ・ 体温調節・移動・排泄などに配慮した施設整備に関すること
- ・ 医療的ケア・摂食に配慮した施設設備や環境に関すること
- ・ 防災・災害に関すること

文書・情報の管理

在校している児童生徒のみならずセンター的機能における教育相談カルテなどセンシティブな情報をたくさん学校がもち、活用されます。校内のみならず、医療や福祉、事業所など連携機関に提供したり、提供を受けたりします。安全な管理が求められます。

VOL 4-3 特別支援学校固有の事務

普通校にない固有の学校事務がたくさんあります。



寄宿舎



@県立和田山特別支援学校 HPより

さまざまな職員に関わる事務

職員の勤務・給与・旅費など

特別支援学校には、さまざまな職員が勤務し子どもたちに関わっています。教員を始め、看護師・調理を担当する職員、SCや療法士、寮母(寄宿舎のある場合)等々。設置者によって採用形態がちがうことがありますが、それぞれの勤務管理や旅費・給与などの事務があります。

教員免許

2020年度以降特別支援学校に勤務する教員は、特別支援学校免許の保有をより強く求められることになっています。認定講習を受講して特別支援学校の免許を取得したり、上級免許や他領域の免許を取得する職員も多くいます。新規免許の取得によって修了期限の延期もあります。

子どもたちの学びとわたしたちの研修

新学習指導要領の改訂が順次施行され、学びのありかたが大きく変化していきます。

教員をはじめ学校にいるすべての職員が協働して教育にあたることが求められています。

また子どもたちの特性に応じた児童生徒理解や日常動作の補助、医療的ケアや摂食に関する行為など、必要な研修がたくさん用意されます。

VOL 4-4 特別支援学校固有の事務

普通校にない固有の学校事務がたくさんあります。

特別支援学校での給与事務

1. 給料表
2. 給料の調整額
3. 管理職手当
4. 特殊勤務手当 など 確認

※ 給与関係法規をよく確認しましょう。

※ 神戸市立学校は、市の給与制度によります。

@県立のじぎく特別支援学校



エレベーター



@神戸市立友生支援学校

スクールバス発着場



@神戸市立青陽須磨支援学校



@神戸市立いぶき明生支援学校 HP
より

VOL 5-1 特別支援教育をとりまく状況



@篠山市立篠山養護学校 HPより



@県立播磨特別支援学校 HPより

インクルーシブ教育

障害のある者と障害のない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ社会をめざして

「障害者権利条約」の中で障害者が排除されない教育や社会をインクルーシブ (Inclusive) と呼びました。わが国では、これらの動向を受け「障害者基本法」を改正し、教育に関して特に学校現場では次のようなことが示され推進していくこととなりました。

- ◎可能な限り障害者である児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること
- ◎障害者である児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこと

障害者権利条約と障害者差別解消法

国連の「障害者権利条約(2006年)」を締結した国々は、障害による差別をなくし、教育や雇用などあらゆる分野で障害者に健常者と同じ権利を保障する義務を負います。特に教育の分野では、障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童生徒等が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないことが示され、わが国も2014年1月に批准しました。

VOL 5-2 特別支援教育をとりまく状況



@尼崎市立あまよう特別支援学校 HPより



@西宮市立西宮養護学校

合理的配慮ってどんなことだろう？

障害者の権利に関する条約 第2条 では

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

合理的配慮の決定には、子どもたち保護者と学校や教育委員会等との建設的対話による相互理解が必要となります。

養護学校と特別支援学校

学校教育法の改正により、平成19年より養護学校、盲学校、聾学校を合わせて特別支援学校に変わりました。変わったのは、法律上の学校の種類であり学校名はそのまま〇〇養護学校のままのところが多く残っています。

兵庫県でも市立学校のうち校名が「養護学校」となっている学校が数校あります。

各県や市町において障害者福祉基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を作成することになっています。

2018年度

特別支援学校に赴任して
飛び交う わからない
言葉たち



《参考文献等》

肢体不自由教育連携で困らないための医療用語集【ジース教育新社】

「肢体不自由教育ハンドブック」【和歌山県】

「戸惑うことば集」【兵庫県立事務職員協会】

文科省HP

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所HP

兵庫県教育委員会 特別支援教育課HP

兵庫県立特別支援教育センターHP

鹿児島県HP

日本呼吸器学会HP FBM研究会HP

一般社団法人日本ディスレクシア協会HP

2018年度

特別支援学校 就学奨励費の手引き

☆ ☆ も く じ ☆ ☆

1	就学奨励費とは	1
	●対象となる経費	
	●支弁段階の決定	
	●仮支弁段階の決定	
2	申請について	2
3	請求について	3・4
	●経費ごとのポイント・留意点	
4	支給方法	5
5	年間スケジュール	6・7
6	学校に整備しておくべき帳簿・書類	8
7	経費調べ・調査	9
8	マイナンバーの取扱い	10
◎	関係法令一覧	11
◎	よくある質問	12・13
◎	文部科学省Q&A集（平成30年12月25日）	
◎	様式集	



1 就学奨励費とは

この事業は、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学による保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育への就学奨励を図るため、国及び兵庫県が「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、保護者等の負担能力に応じて就学に必要な経費を支給するものです。

●対象となる経費

支給対象は、学校の教育活動のための以下の経費です。

- ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③通学費(本人経費) ④帰省費(本人経費)
 - ⑤付添経費(通学費・帰省費) ⑥職場実習交通費 ⑦交流及び共同学習交通費
 - ⑧寄宿舍居住費(寝具購入費・日用品購入費・食費・その他)
 - ⑨修学旅行費(本人・付添) 校外学習等参加費(本人・付添) 職場実習宿泊費
 - ⑩学用品・通学用品購入費 ⑪新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ⑫その他
- ※一部の経費には、付添のための付添人経費が支給される。

小学部・中学部の通学費は、段階に関係なく全額支給される。

高等部の教科用図書、ICT機器購入費、通学費は、段階に関係なく全額支給される。

中・高等部の職場実習費は、Ⅰ・Ⅱは全額、Ⅲ区分は1/2支給される。

交流及び共同学習費(小・中・高)Ⅰ・Ⅱは全額、Ⅲ区分は1/2支給される。

●支弁段階の決定

家庭の状況や家族構成等に応じて3つの支弁区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)に分けられ、その支弁区分によって支給される。支給割合は、原則次のとおり。

(経費によって異なる。)

第Ⅰ段階・・・全額支給(世帯の所得月額÷需要額=1.5倍未満)

第Ⅱ段階・・・半額支給(世帯の所得月額÷需要額=1.5倍以上2.5倍未満)

第Ⅲ段階・・・一部のみ(世帯の所得月額÷需要額=2.5倍以上)

※支弁区分は、前年度の所得により毎年決定します。

※児童福祉施設等に入所して措置費・療育の給付を受けている場合は、原則として就学奨励費は支給されない。

※Ⅲ段階でも支給される経費があるので、高等部では辞退せず、申請した方がよい。(教科用図書購入費・ICT購入費)

※準要保護より、就学奨励が優先。(自治体の規則による)

●仮支弁段階の決定

通知が来るまでの請求は、保護者との合意により、仮段階を決め、支給することも可能です。

2 申請について

●以下の書類を保護者より提出していただく。

(就学奨励費のお知らせなどにより、利用目的を明示する。)

- A 特別支援教育就学奨励費にかかる申請書(全員)
- B 個人番号カード(写)等貼付用台紙(新入学生・変更があった場合)
- C 同意書(新入学生・変更があった場合)
- D 申立書(必要な場合)

(A 特別支援教育就学奨励費にかかる申請書)

- ・世帯の状況欄「前年12月末日現在」の学齢の確認。
- ・児童等本人及び所得がある家族のマイナンバー記載が必要。
(2回目からマイナンバーの記載不要。家族構成の変更に注意。)
- ・課税住所地は、必ず記入のこと。単身赴任等で異なる場合があるので注意。
- ・特別支援学校・特別支援学級に通学する兄弟姉妹の状況(記入日現在)
→該当者がいる場合(生徒番号等は該当校に確認)
- ・申請時点において生活保護を受けている場合は生活保護受給に関する状況を記入。
- ・前年度、通学費が支給されていたら通学費明細欄に記載のこと。
- ・生徒番号は、通年使用できるよう同番号をふるのが望ましい。

- ・申立書提出者は、児童等のみマイナンバーが必要。
- ・辞退者は、マイナンバーの記載不要。

(B 個人番号カード(写)等貼付用台紙)

- ・児童等本人と所得のある家族の個人番号カード(写)を、貼付・記入する。
(¥0申告者も含む)
- ・明らかに所得がない家族(未就学児・小中高校生)は不要。
- ・右下欄、学校受付日を記入又は、受付印を押印。
- ・個人番号通知カードを紛失したなどで提出できない場合は、番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書などの提出で可。

- ・申立書提出者の場合、児童等のみ記入・貼付。
- ・辞退者は、提出不要。

(C 同意書)

- ・申請書の住所欄に住所を記入している場合は省略可。
- ・同意する者が自ら署名を行うこと。
- ・代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

(D 申立書)

- ・12月末日と4月1日の世帯状況が異なる場合(離婚等)所得証明だけでは現在の世帯状況及び経済状況が確認できないため申立書を添付する。
(子どもを扶養している旨、その日付、無職の場合は無職無収入である旨を申し立てる。全員分の保険証のコピーでもよい。)

○その他

- ・マイナンバーの提出を保護者が拒否された場合は、制度主旨を説明の上協力を仰ぐこと。
- ・所得が0円の家族も所得確認を行うため、「0円申告」を行うか、「0円の所得証明書の添付」を行う。

●県の財務課への申請書等送付等。(市立学校のみ。県立学校は、自校での学校長決裁。)

- ・提出の際は、「特定個人情報送付状」を添付する。
- ・郵送による場合は、厳封し校長による私印押印の上、簡易書留にて教育委員会財務課に提出。
- ・特定個人情報ファイル管理簿に記入する(7年保存)。
- ・受付印を押した送付状(写)が返送されるので、保管する。
- ・内容不備による申請書の再送も同様の取扱。

3 請求について

●経費ごとのポイント・留意

※添付書類が異なることがありますので、ご注意ください。

<p>教科用図書購入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部対象。支弁段階の別なく支給される。 ・添付書類 ①教科用図書購入費個人別内訳表 ②業者の請求書（写） <p>※高校3年生の保健の教科書は不可。 ※保護者の委任状をとり、請求後、業者の請求書をつけて業者に直接支払うことも可能。（業者の領収書を提出すること）</p>
<p>学校給食費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の実績または集金額に基づいて請求する。 ・欠食があれば、その日数を差し引いて請求する。 （請求額の計算は各市によって異なるのでその取扱による） ・添付書類 学校給食受給表
<p>通学費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費は原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費。 ・保護者による送迎（自家用車）の場合 児童等の出席(登校・下校)回数×距離×ガソリン単価で算出。 ・自転車通学の自転車のパンク修理代。 ・介護タクシーなどによる送迎 学校とタクシー業者で締結した契約のもで行う。
<p>職場実習交通費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育計画に基づき、生徒が学校以外の事業所等において職業教育のため実習に参加する場合の交通費。 ・算定は、通学費と同じ。
<p>修学旅行費</p> <p>※限度額注意！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該旅行の翌月以降に請求する。 ・対象となる経費は修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費及び見学料。 ・添付書類 ①修学旅行実施内訳 ②修学旅行承認書等（写） ③会計計算書～決算報告（写） ④領収書（写） <p>・バス代等、一人当たりの実費計算をしたときには、端数が生じないよう処理をする。（例：端数は学校長分に組み入れるなど。）</p> <p>・付添人があった場合は、付添人経費として請求する。 この場合、請求額及び添付書類は本人経費に準ずるが、付添を必要とした学校長名の文書が必要となる。 （児童生徒1人につき1名であること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書がとれないものは、学校長が確認した旨の文書を添付する。 ・荷物の運搬費用（宅急便や荷物運搬用レンタカー代、高速ガソリン代含む）は支給対象となる。

<p>校外活動等参加費</p> <p>※限度額注意！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該旅行の翌月以降に請求する。 ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ①校外学習承認書等（写） ②会計計算書～決算報告（写） ③領収書（写） <p>・バス代等、一人当たりの実費計算をしたときには、端数が生じないよう処理をする。（例：端数は学校長分に組み入れるなど。）</p> <p>・付添人があった場合は、付添人経費として請求する。 この場合、請求額及び添付書類は本人経費に準ずるが、付添を必要とした学校長名の文書が必要となる。 (児童生徒1人につき1名であること。)</p> <p>・領収書がとれないものは、学校長が確認した旨の文書を添付する。</p> <p>【宿泊を伴う校外活動費、生活訓練費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行事に要した実費（保護者負担）を請求する。 <p>ただし、間食代は請求できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ①宿泊行事承認書等（写） ②会計計算書～決算報告（写） ③領収書（写） ④個人別集金・精算状況一覧表（写）
<p>修学旅行 校外学習等参加費 (共通)</p> <p>※限度額注意！</p>	<p>《体験料・見学科・乗り物代》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな教育目的のもと行われる体験活動に直接必要となる費用で、<u>児童生徒が一律に負担したものであること。【原則】</u> ・体験のための材料費、道具等の借り料、施設使用料、工房等で参加者全員が体験をしていた場合であれば認められる。 <p>・遊具としての乗り物代は原則支給対象外である。 ただし、移動手段として全員が利用する場合は可。</p> <p>《食事代》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊に関する食事代は全員一律が原則だが、障がいの程度により必ずしも同一でなくても認められる場合がある。 ・食事の内容については、一般的に三食で摂るような内容が対象。 おやつやジュース類は対象外。 ・日帰りの校外学習の食事代は以下の条件を満たしていれば支給可能。 <ul style="list-style-type: none"> ①教育目的を持った体験活動として計画されていること。 ②児童生徒の負担金額が一律であること。 ③参加児童生徒全員で実施していること。 (班別・自由行動は支給不可。)
<p>学用品費・通学用品費購入費</p> <p>※限度額注意！</p> <p>ICT機器購入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学用品と学用品が対象（全児童・全生徒） ・小学部、中学部は「負担金」、高等部は「補助金」 ・Ⅰ段階は実費（負担額）の全額、Ⅱ段階は実費の半額。 ・物品購入申立書（学用品・通学用品費）と領収書が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等部の全学年が対象。 ・授業用として通常使用するICT機器を購入費について、学用品・通学用品購入費の加算分として支給する。
<p>新入学児童生徒</p> <p>学用品・通学用品購入費</p> <p>※限度額注意！</p>	<p>「生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金の支給を受けた者は支給対象とならない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日在籍の児童生徒（小・中・高）各学部1年生に支給。 ・Ⅲ段階の児童生徒には支給されない。 ・Ⅰ段階は実費（負担額）の全額、Ⅱ段階は実費の半額。 ・物品購入申立書（新入学児童生徒学用品・通学用品費）と領収書が必要。

4 支給方法

●経費支弁事務

- ・学校は、兵庫県教育委員会が別途通知する様式により、所要額を算定し、請求する。
- ・兵庫県教育委員会は、校長の指定する口座への振込みにより交付する。

●支給時期

- ・毎月、学期等。（請求時期は、学校によって、月ごと学期ごとでもかまわないが、事業の主旨からすみやかな給付が望ましい。）

●保護者等への支給

- ・保護者よりあらかじめ受領に関する委任状（第2号様式）を徴しておく。
支給時期など、年間の流れを説明するのが望ましい。
 - ・県から経費の交付を受けたときは、支給額を確認の上、速やかに保護者に対して支給。
 - ・保護者より提出された「振込依頼書」の振込先に振込等する。
（振込手数料は、保護者の了解による）
 - ・教科書、ICT機器等保護者の委任状と業者の請求書で請求し、学校から直接業者に支払うことも可能。
- ・仮支弁段階で支給していた分については、支弁段階が決定した段階で、差額を支給又は返納する。

5 年間スケジュール

※スケジュールは各校によって異なります。

○ 県よりデータ配布（2018年度）

2~4月

保護者へ配布

- 様式1「特別支援教育就学奨励費にかかる申請書」
- 様式2「個人番号カード（写）等貼付用台紙兼同意書」
- 「委任状」
- 様式14「交通費所要額届」・・・該当者
- * 「振込依頼書」
- * 就学奨励費のお知らせ（兵庫県教育委員会発行）

※領収書をとっておくことを伝える。

※所得が0円の家庭も申告に行くよう伝える

4月

申請にかかる書類（上記のもの）回収開始

※申請書類に受付日を記入して、特定個人情報ファイル管理簿へ記録
※申請書類提出時まで、鍵のかかる書棚等で申請書類を一時的に保管

支弁段階の準備

※昨年度の段階を仮段階とする。新入生はⅡ段階（もしくはⅢ段階）を仮段階とする。（仮決定を取り入れている場合）

5月

4月分請求・・・締め切りは各教育事務所からの指示による

- * 「平成〇〇年度教科用図書購入費個人別内訳表」
- * 教科書購入の領収書又は請求書
- * 「委任状」（写）
- * 「寄宿舍食事需給表」・・・該当者

毎月の様式

- * 「辞退届」
- * 「申立書」

毎月

前月分の請求

- * 平成〇〇年〇月分 特別支援教育就学奨励費請求書
- * 平成〇〇年〇月分 特別支援教育就学奨励費明細書
- * 児童生徒数異動報告書
- * 「学校給食受給表」・・・毎月作成
- * 通学費の関係

6月中旬

申請書の提出（簡易書留または持参による）・・・市立学校のみ

⇒県教委 財務課 学校経理・整備班 就学支援担当宛に提出

※県立学校については、自校で校長決裁

- 様式1「特別支援教育就学奨励費にかかる申請書」
- 様式2「個人番号カード（写）等貼付用台紙兼同意書」
- 提出の際は、「特定個人情報送付状」を添付すること
※申請書のみ、ナンバー部分を隠して複写の上、学校保管

保護者から物品購入にかかる申立書提出（第1回目）

- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）申立書（要レシート）回収
- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（学用品・通学用品購入費）申立書（要レシート）回収

9月上旬

支弁区分の決定通知 保護者へ配布

- * 「平成〇年度特別支援教育就学奨励費支給にかかる支給区分の決定について（通知）」・・・認定後随時
未申告者を含む世帯への対応
- ※ 財務課からの処理状況一覧で「未申告者」を確認後、対象の保護者に税申告を依頼。「申告済」の報告を財務課へ。
請求・・・段階が決定されたら
- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）申立書
- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（学用品・通学用品購入費）申立書
（上記 領収書・レシート）
- ※ 段階の誤りがあれば給食費等追給・戻入する
（仮段階を取り入れている場合）
追給・戻入通知 保護者へ配布
- * 「平成〇年度特別支援教育就学奨励費支給にかかる支給区分の決定に伴う精算について」・・・認定後随時

校外活動等請求

- ※ 実施された翌月に請求
- * 「平成〇年度 修学旅行・宿泊生活訓練 実施内訳」

10月

保護者から物品購入にかかる申立書提出（以降随時）

- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（新入学児童生徒学用品・通学用品購入費）申立書（要レシート）回収
- * 特別支援教育就学奨励費にかかる購入物品（学用品・通学用品購入費）申立書（要レシート）回収

12月

執行状況調 教育事務所へ報告・・・教育事務所より別途指示有り (補正の積算資料・文科省への報告資料)

3月

実績報告書 教育事務所へ報告・・・教育事務所より別途指示有り (3月下旬～月末ごろ)

個人別支給台帳等の整理

- ※ 給食回数の確認
- * 「平成〇年度個人別支給台帳」

随時

新年度の準備

- * 「平成〇年就学奨励費にかかる寝具の更新について」
- * 「平成〇年度個人別支給台帳」・・・毎月記入
- * 「就学奨励費附属調書」
- * 「転学者にかかる収入額・需要額調書等移送通知書」

6 学校に整備しておくべき書類・帳簿

●経費の支弁の基礎及び支弁の状況を確認するための証拠書類（5年間保管）

- ①教科用図書購入費個別内訳表
- ②学校給食支給表
- ③通学・帰郷経路及び所要額調査書（交通機関利用者用）
通学・帰郷経路及び所要額調査書（自家用車利用者用）
- ④修学旅行・校外活動等・職場実習宿泊実施内訳
- ⑤就学奨励費個人別支給台帳
- ⑥領収書・金融機関振込依頼書（保護者への経費の支弁の際）

●マイナンバーに関する書類

特定個人情報ファイル管理簿（7年間）

【参考例】 姫路市文書分類

学務1-1 3 就学奨励費関係綴（5年保存）

枝番①一般文書

- ②請求書
- ③学校給食受給表
- ④送迎記録簿
- ⑤振込関係（毎月の振込の記録）
- ⑥就学奨励費にかかる申請書
- ⑦委任状・振込依頼書（保護者からの）
- ⑧購入物品申立書
- ⑨個人別支給台帳
- ⑩交通費所要額届
- ⑪マイナンバー関連（7年保存）

7 経費調べ・調書

※調査時期は、財務課の指示により異なることがあります。

12月

特別支援教育就学奨励費の執行状況調べ

(11月末現在、補正の積算資料)

4月～11月 既執行額

12月～3月 執行見込額

特別支援教育就学奨励費の執行状況調べ

(11月末現在、文科省への報告資料)

- 1 負担金の支出済額と支出見込額 第3号様式別紙1の(1)
- 2 補助金の支出済額と支出見込額 第3号様式別紙1の(2)
- 3 増減の主な理由(昨年比)

3月

特別支援教育就学奨励費負担金等実績報告書

- 1 幼児・児童・生徒 支弁人数一覧 第6号様式別紙1の2
- 2 実績支弁人数及び金額(負担金) 第6号様式別紙1の2(1)
- 3 実績支弁人数及び金額(負担金) 第6号様式別紙1の2(2)
- 4 増減の主な理由(前回調査比)

8 マイナンバーの取扱い

特定個人情報に関する安全管理措置

兵庫県教育委員会における個人番号利用事務にかかる安全管理措置要綱に基づきマイナンバーを取り扱う。

●組織体制の整備

安全管理措置を講ずるために組織体制を整備する。
「特定個人情報取扱者名簿」を作成する。

個人番号利用事務を行う所属	取扱責任者	監査責任者	特定個人情報等取扱者
県立学校	県立学校長	事務長	事務担当者
市立学校	市立学校長	教頭	事務担当者

●取扱状況の記録

「特定個人情報ファイル管理簿」を作成する。

●情報漏えい等事案への対応

「特別支援学校の個人番号利用事務等における問題発生時の報告連絡体制」を整備する。

●管理状況の点検等及び管理手続きの見直し

監査責任者は、定期的又は必要に応じ随時に点検又は監査を行うとともに、取扱責任者にその結果を報告する。取扱責任者は、点検・監査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、措置を講じる。

●取扱責任者による監督及び教育

特定個人情報等取扱者に対して必要かつ適切な監督を行う。また、意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

●特定個人情報を取り扱う区域の管理

取扱責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施することのできる区域を明確にし、必要に応じて物理的な安全管理措置を講ずる。

●盗難等の防止

取扱責任者は、特定個人情報等を記録した書類等を施錠できるキャビネット、書庫等へ保管する。

●情報漏えい等の防止

特定個人情報等を記録した書類を所属外へ送付する場合には、必要に応じて「特定個人情報送付状」を同封し、厳封した封筒に取扱責任者が封印のうえ、簡易書留による郵送若しくは取扱責任者又は特定情報等取扱者による持参のこと。

●必要最小限の利用

個人番号が記載された書類について所属での保管が目的で複写する際には、付箋等で個人番号を隠して複写する。

●個人番号の削除又は廃棄

取扱責任者は、特定個人情報等を記録した書類について、保存期間を経過した場合には、速やかに削除又は廃棄し、その記録を保存する。

●アクセスの制御

特定個人情報等を取り扱うことのできる機器は、特定個人情報等取扱者を識別するためのアクセス権を付与できる機器に限定する。

●不正アクセス等による被害の防止

特定個人情報等を取り扱うことのできる機器は、外部ネットワークと遮断された機器であること。

◎ 関係法令一覧

- 教育基本法 第4条（昭和18年12月22日）
- 学校教育法 第16条 第72条 第75条（昭和22年3月31日）
- 学校教育法施行令 第22条の3（昭和28年10月31日）
- 学校教育法施行規則 第140条 第141条（昭和22年5月23日）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年6月1日）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年6月22日）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年7月14日）
- 地方税法（昭和25年7月31日）
- 所得税法（昭和40年3月31日）
- 生活保護法（昭和25年5月4日）
- 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日）
- 児童福祉法（昭和22年12月12日）
- 学校給食法（昭和29年6月3日）
- 学校保健安全法（昭和33年4月10日）
- 補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年8月27日）
- 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成25年5月31日）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表
第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日）
- 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱
（昭和62年5月22日）
- 兵庫県特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領（平成28年4月1日）

◎ よくある質問

【通学費】

最近、介護タクシーの利用が増えてきている中で、タクシー利用分は認められないのか。認められているのであれば、領収書などで確認できれば、その金額を支給することは可能か。

通学費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費を支給することを原則としている。しかしながら、他に方法がないことや、児童生徒の障害の程度や、安全面での必要性などを考慮するとやむを得ない状況である場合には、タクシーを利用することも致し方ない。

ただし、その際も運行委託契約を締結するなど、最も経済的な方法により行うことが求められる。

H25.2.8 文科省

(近畿地区特別支援学校事務長会)

夏休み期間、授業ではなく、別の用務（プールの特訓等）で、通学に要する交通費が発生した場合支給できるか。

夏休み中の通学費については、登校日など、学校教育の一環として、教育課程に位置付けられた行事であるならば認められる。

ただし、教育課程に関連し、学校が一定の教育効果を目的として実施する教育活動についてはこの限りではない。

H26.2.18 文科省

保護者が民間の一時預かり業者と契約し、放課後に業者が学校まで迎えに来て、夕方に保護者が業者のもとへ迎えに行く場合、帰宅する際の交通費は支給可能か。支給可能であれば、その距離については、民間施設と自宅の間か、学校と自宅か。

原則として、通学費は学校と自宅間に係る費用が対象となるものだが、この考え方にに基づき、学校と自宅間の通学費の範囲内において支給することは可能。

H26.2.18 文科省

【校外活動等参加費】

校外活動等で会議室を借り上げた場合、その料金について児童生徒の障害の内容等により支給することはできないか。

校外活動に直接必要な見学料など、参加に直接必要な経費で、全員が一律に負担しなければならない場合には、支援の対象とすることは可能。なお、経費の性質によっては、保護者に負担していただく経費ではなく、本来設置者が負担する性格の経費の可能性もある。

H25.2.8 文科省

(近畿地区特別支援学校事務長会)

校外活動費と宿泊生活訓練費の線引きはどこで行うのか。

その学校行事の実施のねらい等に照らして判断する。

H26.2.18 文科省

公共交通機関の乗車、買い物等の訓練のための校外学習（地域学習）について、交通費は支給可能か。

教育課程上必要な経費と判断できるものであれば支給可能。

H26.2.18 文科省

校外活動費について、泊ありと泊なしは併給可能か。

2回以上の校外活動について、宿泊ありと宿泊なしと、それぞれの限度額の範囲内で国庫補助対象とすることは可能。なお、1回の校外活動を、宿泊ありと宿泊なしと分けることはできない。

H26.2.18 文科省

日帰りで行う校外学習の食事代は、支給可能か？

校外活動等参加費（本人経費）について、日帰りで行う校外学習の食事代は以下の条件を満たしていれば可能。

①教育目的をもった体験活動として計画されていること。

②生徒の負担金額が一律であること。「生徒が自分で選択する」という教育目的であっても、生徒ごとに負担金額が異なる場合は支給不可。（ただし、児童生徒の障害の状態により異なる食事を用意する必要がある時は、負担金額が異なる場合であっても支給可能。）

③参加生徒全員で実施していること。（班別・自由行動は支給不可。）

根拠規定：文部科学省支援教育就学奨励費負担金などに係る事務処理資料P31～P33

H30.6 文科省

【学用品費・通学用品費】

学用品・通学用品費はそれぞれ具体的にどのような品目が該当するのか。

学用品については、事務処理資料において例を示しているが、必ずしもこれらのものに限定されるものではなく、学用品として合理的な説明が可能なものであれば、限度額の範囲において、対象とすることは差し支えない。

H25.2.8 文科省

（近畿地区特別支援学校事務長会）

学用品等購入費や新入学児童生徒学用品等購入費の請求時に添付する領収書の有効期限は、それぞれ、いつからいつまでか。

購入時期をどこまでの範囲とするかについては、一律に定めることは困難であり、個々の事情を踏まえ判断せざるを得ないが、最終的には合理的な説明を行うことができるのかに帰結する。

H25.2.8 文科省

（近畿地区特別支援学校事務長会）

市町村の日常生活用具の給付を受けて拡大読書器を購入したが、自己負担分が発生した。この自己負担分を学用品購入費の対象として良いか。

日常生活訓練用具給付事業は厚生労働省から国庫補助されているものであり、この補助制度の利用者一部負担額を就学奨励費の対象とすることは、国庫補助対象経費が重複していることから国庫の二重支給に当たるので、対象とならない。

H26.2.18 文科省

事 務 連 絡
平成30年12月25日

各都道府県特別支援教育就学奨励費事務担当者 様
附属特別支援学校、附属小・中学校等を置く
各国立大学特別支援教育就学奨励費事務担当者 様

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「特別支援教育就学奨励費Q&A集」の周知について

日頃より特別支援教育行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務に関して都道府県教育委員会等の負担の軽減を図るため、平成29年度地方分権改革に関する提案も踏まえ、当該事務手続に係る質疑応答集「特別支援教育就学奨励費Q&A集」を作成しました。来年度以降の執行事務においてお役立てください。

なお、都道府県教育委員会におかれましては、本件について、域内の市区町村教育委員会等の関係機関にも共有していただきますよう、お願いいたします。

御参考：平成29年度地方分権改革に関する提案（<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/index-h29.html>）（内閣府ホームページ）

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
庶務係 宮本、太田、小松
電 話：03-5253-4111（内線 2430）
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

特別支援教育就学奨励費
Q&A 集

平成30年12月25日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

目次

<① 支弁区分の算定>

- 問 1. 同一世帯の考え方及び確認方法について
- 問 2. 総所得金額に分離課税所得は含むか。
- 問 3. 年度途中で家庭状況等の変化により支弁区分が変わる場合（離婚、転居の際の住所等）の取り扱い
- 問 4. 海外での収入状況等を把握する際の考え方について

<② 補助対象範囲>

- 問 5. 留年した者に対して就学奨励費を支給することは可能か。
- 問 6. 通学費における介護タクシー利用の取り扱い
- 問 7. アレルギー等により他の児童生徒と異なる給食を提供する場合や、調理場の施設整備等により弁当を外注する場合、給食費の対象とすることは可能か。
- 問 8. 学用品購入費で、障害に応じて個別に必要となるもの（姿勢保持のための道具など）を支給することは可能か。
- 問 9. 学用品購入費で制服等の修理代を支給することが可能か。
- 問 10. 学用品購入費（ICT 加算）で、アプリケーション購入に要する iTunes カード代等を支給することは可能か。
- 問 11. ポイントや商品券で購入したものを支給対象とすることは可能か。
- 問 12. スクールバスの運行経費を対象とすることは可能か。

<③ 他補助金との整理>

- 問 13. 限度額の考え方について（自治体の独自補助との関係）
- 問 14. 転校等により年度途中で児童生徒等の状況が変わった場合の限度額等の考え方について

本 Q&A 集は、特別支援教育就学奨励費負担金、特別支援教育就学奨励費補助金、特別支援教育就学奨励費交付金の執行に関して問い合わせの多いものについて、判断方法や考え方をまとめたものである。都道府県、市町村、及び国立大学の附属学校（以下、「自治体等」という。）において、個別事案における判断の際に参考にされたい。

支弁区分の算定

問 1. 同一世帯の考え方及び確認方法について

同一世帯の確認においては、生計を一にしているかによって判断する。なお、同一居住は同一生計の判定において、ひとつの判断材料にすぎないことから、同一の住居に居住していなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合が当然あり得る。

例えば父親が単身赴任だが生活費を仕送りしている、兄が大学通学のため生活拠点が異なるが仕送りをもらっている等、やむをえない事由によって住居を異にしている場合も、同一の生計を営んでいると判断できるのであれば同一世帯として認定する。

逆に、両親が離婚はしていないものの実質別居状態で生活費も受け取っていない、祖父母と同じ家に住んでいるが生計は全くの別、など住民票上で同一世帯であったとしても、同一生計でないと判断できる場合は同一世帯とは認定しないこともあり得る。

最終的には個別の状況に応じて、学校・自治体等で判断いただくものであるが、様々な家庭状況を判定する際に基準となるのは「同一生計かどうか」であり、なぜそう判断したのか対外的に説明できるよう整理しておく必要がある。

問 2. 総所得金額に分離課税所得は含むか。

分離課税は含まない。事務処理資料Ⅳ 4. 収入額・需要額調書の作成要領においても「総合課税の」長期譲渡所得額及び一時所得の合計と明記している。

問 3. 年度途中で家庭状況等の変化により支弁区分が変わる場合（離婚、転居の際の住所等）の取り扱いについて

事務処理資料において「なお、保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合や昨年 12 月末現在の世帯員に変更が生じた場合など、障害のある児童等の就学奨励のため、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる事由がある場合においては、改めて収入額等の算定及び需要額の測定を行うことができる。」とされており、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる事由に相当すると自治体等が判断するのであれば、改めて支弁区分の決定を行うことができる。

なお、転校による新規受け入れの際には、転校前の学校で決定された区分等の情報をもって当該年度の区分決定とすることも可能であり、どのように必要書類を揃えるかは自治体等の判断に委ねることとする。

問4. 海外での収入状況等を把握する際の考え方について

前年度の保護者等の勤務先が海外であったことや、海外へ単身赴任している等の理由により課税証明書が取得できない場合の対応として考えられる方法は、①収入額を算定するために必要な書類として、当該国での課税証明書にあたる公的な証明書を提出させる。②会社の発行する源泉徴収票や給与支払明細を提出させる。③収入の確認がとれないものとして一部辞退と同様に区分Ⅲとして取り扱う。などの方法が考えられる。書類の内容や入手可否は個別状況により異なることから、課税証明と同等の確認ができるかどうかを基準として判断いただきたい。

また、就学奨励費は生徒及び保護者等の国籍は特段支給要件としていないため、外国籍の者も対象とすることが可能。

補助対象範囲

問5. 留年した者に対して就学奨励費を支給することは可能か。

可能である。就学奨励費は特別支援学校等に在籍する児童生徒が対象である。

問6. 通学費における介護タクシー利用の取り扱い

障害の特性や状態により、タクシーや介護タクシー、福祉タクシーで通学する者の交通費は奨励費の支給対象とできるか。また、運行委託契約等は必須か。

通学の経路・方法等について、児童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮した上で、通学の経路・方法として認められる場合、タクシー通学に要する交通費を通学費として支給対象とすることができる。個別の事案については自治体等の判断によるが、タクシーによる通学が障害の特性等から本当に必要かどうか、寄宿舍利用等、他の手段も含めて慎重に判断いただきたい。

なお、交通費の対象は運賃部分であり、タクシーに同乗するような看護師等の人件費は就学奨励費の支給対象外である。

また、タクシー会社等との間に締結する運行委託料が最も経済的であればその額が対象となるが、運行委託契約は必ずしも必要とはしていない。

問7. アレルギー等により他の児童生徒と異なる給食を提供する場合や、調理場の施設整備等により弁当を外注する場合、給食費の対象とすることは可能か。

学校給食費の支給はあくまでも学校給食法に基づく給食を提供した場合にのみに支給されるものである。そのため児童生徒が給食の代わりに持参する弁当は支給対象とすることはできない。学校で代替となる食事を提供している場合は、学校設置者の学校給食の担当部局に提供する食事が学校給食法に基づく給食であるかどうか確認するなどして、判断いただきたい。

問8. 学用品購入費で、障害に応じて個別に必要となるもの（姿勢保持のための道具など）を支給することは可能か。

設置者が負担すべきものではなく個人負担とすることがふさわしいもので、かつ、日用品として使用するものではなく、学校長が当該児童生徒の障害の特性等を踏まえて教育課程上必要と判断するものであれば、学用品として支給対象とすることは可能。

問9. 学用品購入費で制服等の修理代を支給することが可能か。

基本的には物品の購入費が補助対象であるが、修理した方が新たに物品を購入するよりも安価である場合には当該修理費用を補助対象とすることも可能。なお、ICT機器の修理費用についても同様にICT加算として支給することが可能であり、事務処理資料Ⅲ2(10)(ア)⑥aにICT機器に要する修理代を学用品の加算分に含めて良い旨を記載している。

問10. 学用品購入費（ICT加算）で、アプリケーション購入に要するiTunesカード代等を支給することは可能か。

学用品として通常使用するものであれば、iTunesカードで支払ったものについても支給対象とできる。その際の対象金額はあくまでカード代ではなくソフト購入に要した費用となるため注意が必要である。金額の

確認方法は領収書以外の方法でも差し支えなく、ソフトやアプリケーションを購入した事実と購入金額が確認できるよう、事務の実態等を踏まえて判断いただきたい。

問 1 1. ポイントや商品券で購入したものを支給対象とすることは可能か。

就学奨励費は、就学のため発生する保護者負担に対する補助制度であることから、そもそも負担額が明確でない支払方法は好ましいものではないが、以下を参考に、保護者負担が発生しているものとして整理できるかどうか判断いただきたい。

まず、金券によって物品を購入した場合、その金券の額面を保護者の負担経費として考えることはできる。ただし、一部の地域振興券などの「10,000 円分の金銭負担により 11,000 円分の支払いが可能」といったような、明らかに額面どおりの負担が生じていないものをそのまま支給対象とすることは不適切である。

一方、各種のポイントの考え方については、消費者庁ホームページの Q&A の考え方に準ずるものとする。これによると、「取引の相手方に対し、支払うべき対価を減額すること又は割り戻すことは、値引きと認められる経済上の利益に該当」とある。このことから、各種ポイントは値引きであると整理し、ポイントにより物品等を購入した場合は、当該ポイント相当額は保護者の負担経費としてはとらえることはできない。

問 1 2. スクールバスの運行経費を対象とすることは可能か。

地方自治体からの要望を踏まえ、今年度より運行経費が地方交付税措置されることとなった（「地方公共団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について【地方交付税第 1 7 条の 4】」2018 年 3 月総務省自治財政局交付税課（http://www.soumu.go.jp/main_content/000542795.pdf））。

地方交付税措置において設置者が負担することを前提としている経費については、就学奨励費の対象とならないことから、2019 年度以降は、現在保護者等に負担を求めている地方自治体を含め、原則、スクールバスの運行経費について保護者等に負担を求め、就学奨励費で補助することは認められない。今後の運行に支障が出る場合は、個別に御相談いただきたい。

他補助金との整理

問 1 3. 限度額の考え方について（自治体の独自補助との関係）

就学奨励費は費目ごとに国庫補助対象限度額が設定されている。本制度は、自治体が補助した額の $1/2$ (国立大学附属学校の場合は $10/10$) を国が補助する制度となっている。各自治体が独自に補助をすることは差し支えないが、国庫補助については独自補助を除いた額の $1/2$ となる（限度額が設定されている場合は、その範囲内）。

問 1 4. 転校等により年度途中で児童生徒等の状況が変わった場合の限度額等の考え方について

転校により補助元である自治体等に変更があった場合、転校前の状況を確認し、限度額から既支給分を差し引くことで対応する必要がある。退学者が同一年度中に復学する場合も同様に限度額を引き継ぐ必要がある。

～編集後記～

本冊子は、兵庫県内肢体不自由特別支援学校の学校事務職員の資質向上と標準的な職務をめざして発行しました。内容は「学校事務職員ガイド」「赴任して飛び交うわからない言葉たち」「就学奨励費の手引き」の3部構成でできており、はじめて特別支援学校に着任した学校事務職員の戸惑いや悩みに寄り添うものとしています。

本冊子の活用により、特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場の創造とよりよい教育環境の整備充実をすすめていきましょう。

最後になりましたが、発行にあたり冊子作成にご支援いただきましたすべての方々に御礼申し上げます。

編集委員名簿(特別部会)

鶴田 宏	兵庫県立和田山特別支援学校
中塚 賢	神戸市立青陽須磨支援学校
西山 和枝	三田市立ひまわり特別支援学校
畑中 尚子	篠山市立篠山養護学校
兒林 健治	(事務局) 姫路市立書写養護学校

協力 兵庫県教育委員会事務局財務課

2019年3月 発行

兵庫県肢体不自由特別支援学校事務研究会

『はじめて特別支援学校につとめるあなたへ』

平成30年度 兵庫県肢体不自由特別支援学校事務研究会

学校名	学校 TEL	〒 所在地
県立 のじぎく特別支援学校	TEL 078-994-0196 FAX 078-994-0197	〒651-2215 神戸市西区北山台2-566-134
県立 播磨特別支援学校	TEL 0791-66-0091 FAX 0791-66-0092	〒679-4002 たつの市揖西町中垣内乙135
県立 和田山特別支援学校	TEL 079-674-0214 FAX 079-674-0279	〒669-5252 朝来市和田山町竹田1987-1
神戸市立 友生支援学校	TEL 078-576-6120 FAX 078-576-6061	〒652-0063 神戸市兵庫区夢野町1-1
(住吉分校)	TEL 078-851-0630 FAX 078-851-8924	〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町4-1-58
神戸市立 いぶき明生支援学校	TEL 078-997-6311 FAX 078-997-6312	〒651-2243 神戸市西区井吹台西町7-1
神戸市立 青陽須磨支援学校	TEL 078-793-1006 FAX 078-793-1007	〒654-0155 神戸市須磨区西落合1-1-4
尼崎市立 あまよう特別支援学校	TEL 06-6482-1530 FAX 06-6482-1531	〒660-0892 尼崎市東難波町2-14-40
西宮市立 西宮養護学校	TEL 0798-34-6551 FAX 0798-34-7704	〒663-8161 西宮市甲子園春風町2-29
姫路市立 書写養護学校	TEL 079-266-0028 FAX 079-266-9506	〒671-2203 姫路市書写台3-148-1
加古川市立 加古川養護学校	TEL 079-428-2645 FAX 079-428-2577	〒675-1214 加古川市上荘町見土呂34-1
明石市立 明石養護学校	TEL 078-918-5935 FAX 078-918-5936	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-1
伊丹市立 伊丹特別支援学校	TEL 072-783-5436 FAX 072-783-5477	〒664-0006 伊丹市鴻池1-8-6
宝塚市立 養護学校	TEL 0797-84-5686 FAX 0797-81-0847	〒665-0822 宝塚市安倉中6-1-3
篠山市立 篠山養護学校	TEL 079-552-5237 FAX 079-552-6222	〒669-2300 篠山市沢田120-1
川西市立 川西養護学校	TEL 072-799-1456 FAX 072-799-5413	〒666-0143 川西市清和台西2-3-81
三田市立 ひまわり特別支援学校 (小学部)	TEL 079-562-8667 FAX 079-562-8661	〒669-1547 三田市富士が丘1-1-2
(中・高等部)	TEL 079-562-7667 FAX 079-562-7668	〒669-1547 三田市富士が丘3-2-5